

■技能実習生の訪問介護への従事、4月から開始へ 厚労省

- ・厚生労働省は 17 日、訪問系の介護サービスに技能実習生の従事を認める法改正を行い、4 月 1 日から適用する方針を示した。特定技能外国人についても 4 月中の適用開始を見込んでいるほか、経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補者についても調整を進めている。
- ・訪問系サービスに従事できる外国人は、現行では在留資格「介護」で就労する介護福祉士と EPA 介護福祉士のみ。厚労省は、従事できる外国人の対象を技能実習生や特定技能外国人などにも拡大し、介護現場での深刻な人材不足の解消を図りたい考え。
- ・厚労省はまた、訪問系サービスの従事に当たっては実務経験が 1 年以上あることを原則とする方針も示した。
- ・訪問系サービスの事業者に対しては、▽サービス提供責任者などによる一定期間の OJT▽外国人介護人材のキャリアパス構築に向けたキャリアアップ計画の作成▽ハラスメント防止のための環境の整備や相談窓口の設置ーなど 5 項目の遵守を求める。事前に巡回訪問などの実施機関から遵守項目の確認を受けたことを示す書面の交付が必要となる。
- ・また、事業所の開設から 3 年以上経過していなければ技能実習生を受け入れられないとする要件を緩和。複数の事業所を運営する法人でほかの事業所が開設されてから 3 年以上経過していれば、新設の事業所でも受け入れを認める。
- ・厚労省は、技能実習法施行規則の一部を改正する案の意見募集を 2 月 17 日に開始。3 月 18 日まで意見を受け付ける。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件（案）」について（概要）

https://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2025/02/00018823.pdf